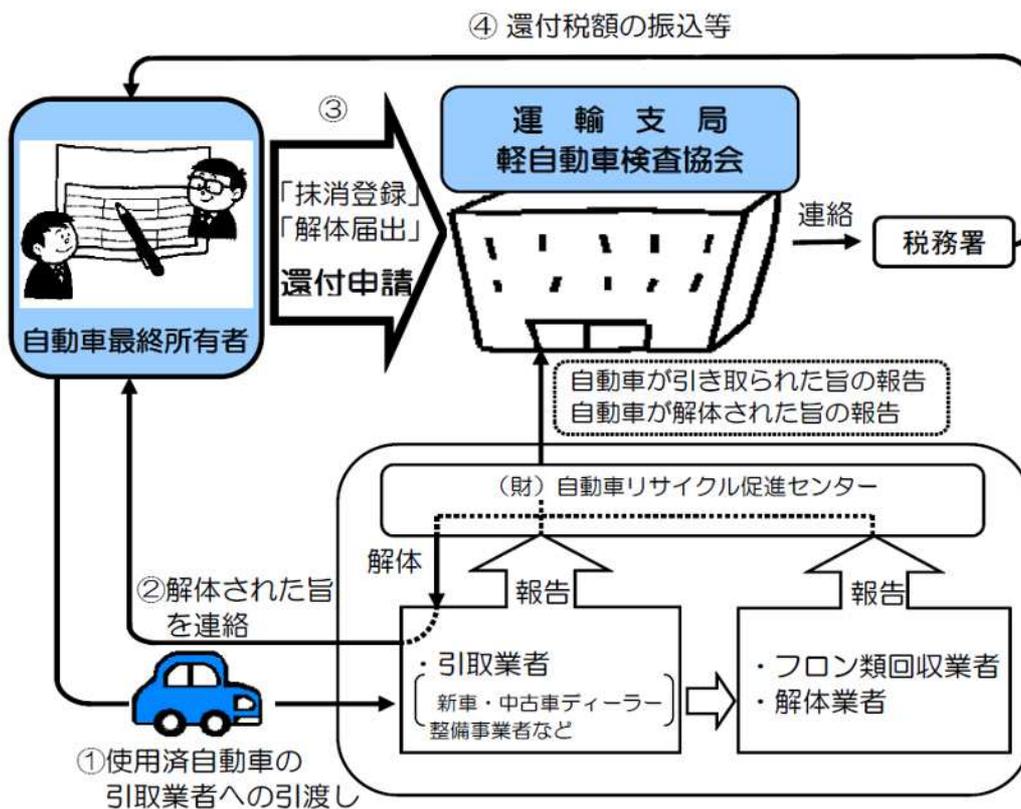


使用済自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について

「使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度」は、平成17年1月から、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）の施行と同時に、道路運送車両法の新しい抹消登録関係手続と併せてスタートした制度です。

「使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度」では、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請が行われた場合に車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されます。



制度の概要

1 還付の対象となる自動車

自動車重量税の還付の対象となる自動車は、車検証の交付を受けている車両のうち、使用済みとなった後に**自動車リサイクル法に基づいてリサイクルされた自動車**に限られます。

- ※ 還付申請者は、還付の対象となる**自動車を引取業者に引き渡した者**（最終所有者）とされていますので、還付の対象となる自動車の自動車重量税を実際に納付した者が否かは問わないこととされています。

2 還付の条件

使用済自動車が自動車リサイクル法に基づき**適正に解体され、その解体を事由とする永久抹消登録（解体届出）を国土交通大臣に行うと同時に還付申請を行うことが条件**となります。

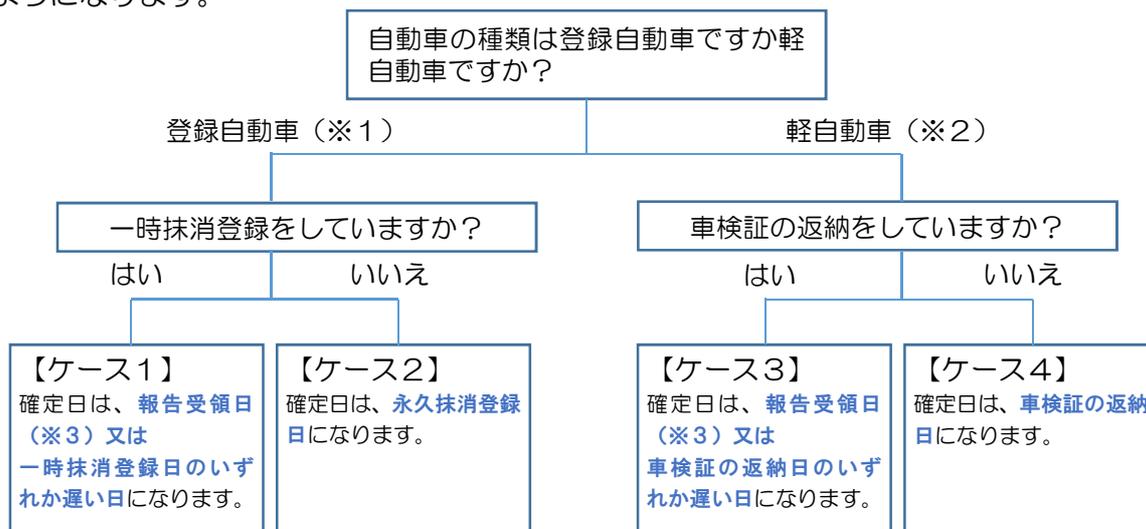
3 還付される自動車重量税額

還付される自動車重量税額は、次の計算式により求めることができます。

$$\text{納付された自動車重量税額} \times \text{車検残存期間} \div \text{車検有効期間} = \text{還付金額}$$

「車検残存期間」とは、以下に示す確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日までの期間をいい（1カ月に満たない端数についてはこれを切り捨てた後のものをいいます。）、この**車検残存期間が1ヵ月以上ある場合に還付を受けることができます。**

なお、確定日には、次の4つのケースがあり、具体的な還付金額の計算例は次のページのようになります。



※1 登録自動車とは、車検証の交付を受けているもののうち、軽自動車以外のもので、リサイクル料金の預託義務のあるものをいいます。

※2 軽自動車とは、車検証の交付を受けているもののうち、排気量660cc以下のもので、リサイクル料金の預託義務のあるものをいいます。

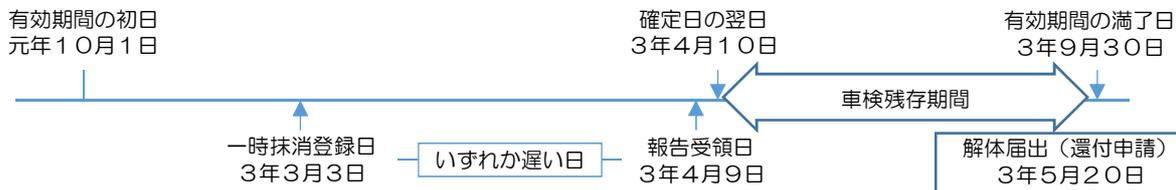
※3 報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から(財)自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になります。

還付金額の計算例

(登録自動車の例)

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 車検証の有効期間の初日 | 令和元年10月1日 |
| ② 車検証の有効期間の満了日 | 令和3年9月30日 |
| ③ 納付された自動車重量税額 | 24,600円 |

【ケース1】……一時抹消登録をしている場合



確 定 日	令和3年4月9日 (一時抹消登録日と報告受領日のいずれか遅い日)
車検残存期間	令和3年4月10日～令和3年9月30日 5ヵ月と21日 ⇒ 5ヵ月 (確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)
還 付 金 額	24,600円 × 5ヵ月 ÷ 24ヵ月 = 5,125円

【ケース2】……一時抹消登録をしていない場合

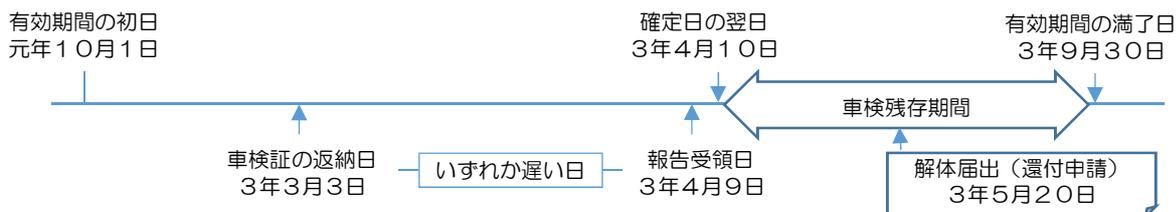


確 定 日	令和3年5月20日 (永久抹消登録日)
車検残存期間	令和3年5月21日～令和3年9月30日 4ヵ月と10日 ⇒ 4ヵ月 (確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)
還 付 金 額	24,600円 × 4ヵ月 ÷ 24ヵ月 = 4,100円

(軽自動車の例)

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 車検証の有効期間の初日 | 令和元年10月1日 |
| ② 車検証の有効期間の満了日 | 令和3年9月30日 |
| ③ 納付された自動車重量税額 | 6,600円 |

【ケース3】……車検証の返納をしている場合



確 定 日	令和3年4月9日 (車検証の返納日と報告受領日のいずれか遅い日)
車検残存期間	令和3年4月10日～令和3年9月30日 5ヵ月と21日 ⇒ 5ヵ月 (確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)
還 付 金 額	6,600円 × 5ヵ月 ÷ 24ヵ月 = 1,375円

【ケース4】……車検証の返納をしていない場合



確 定 日	令和3年5月20日 (車検証の返納日)
車検残存期間	令和3年5月21日～令和3年9月30日 4ヵ月と10日 ⇒ 4ヵ月 (確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)
還 付 金 額	6,600円 × 4ヵ月 ÷ 24ヵ月 = 1,100円

還付申請手続

自動車重量税還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、**永久抹消登録申請又は解体届出の手続と同時に運輸支局等に提出します。**

提出された還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、所轄税務署に引き継がれ、税務署においては、還付金の支払いを適正に行うための申請書の審査など所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等に提出されてから、所轄税務署長により還付金が支払われるまでに**おおむね2か月半程度**かかることをご理解願います。

具体的な申請書の提出先は、道路運送車両法の手続に応じて次のとおりとなります。

区 分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請 (一時抹消登録をしていない自動車)	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解体届出 (一時抹消登録済みの自動車)	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出 (車検証を返納していない自動車)	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解体届出 (車検証を返納済みの自動車)	最寄りの軽自動車検査協会の事務所

※ 「輸出抹消の場合」や「車検残存期間が1か月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご注意ください。

※ 自動車重量税還付申請書の記載内容に誤り等がある場合、還付金の支払いが遅れる場合や、還付できない場合がありますので、必ず記載内容をご確認ください。

お分かりにならない点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、以下のところにお尋ねください。

○制度内容について

住所地等を管轄する国税局消費税課（沖縄国税事務所においては間税課）

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

○登録自動車に係る申請手続について

最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所の登録部門

国土交通省ホームページ（自動車検査・登録ガイド）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html

○軽自動車に係る申請手続について

最寄りの軽自動車検査協会事務所

軽自動車検査協会ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>